

第五種共同漁業権に係る増殖指針について

第五種共同漁業権は、漁業法第168条の規定で免許を受けた者が水産動植物の増殖を行うことを義務づけられている。

この指針は北海道知事が、令和5年9月1日に免許予定の第五種共同漁業権について、免許の可否の基準として別表のとおり定める。

1 増殖方法

人工ふ化放流、卵、稚魚又は親魚の放流等の積極的人為手段により水産動植物の数及び個体の重量を増加させる行為に加え、産卵床・産卵場の造成や、河川において移動が妨げられている滞留魚の汲み上げ放流や汲み下ろし放流もこれに含まれるものとして魚種毎に一つ以上定める。

なお、漁場や資源の利用調整を目的とする漁具、漁法、漁期、漁場及び採捕物に係る制限又は禁止等の消極的行為に該当するものは含まれない。

2 増殖規模

増殖規模は、漁場の環境収容力や利用状況のほか、過去の増殖実績及び漁業権者の経済的負担能力等を勘案し定量的に定める。

別表

漁場番号	漁場の位置及び区域	水産動植物の種類	増殖方法	増殖規模
石内共 第1号	石狩市及び札幌市（石狩川、茨戸川、真勲別川及び茨戸川と石狩川を連絡する運河）	ワカサギ	卵放流	8千5百万粒
		ヤツメウナギ	産卵床造成	30m ²
		エビ	増殖場の維持・保全	補修・清掃 30m ²
		モクズガニ	親魚放流	100kg
石内共 第2号	千歳市（支笏湖及び千歳川）	ヒメマス	人工ふ化放流	18万5千尾
後内共 第1号	余市郡余市町、仁木町及び赤井川村（余市川本支流）	アユ	人工ふ化放流	3千万粒
		ワカサギ	産卵床造成	25m ²
		ヤツメウナギ	産卵床造成	50m ²
後内共 第2号	磯谷郡蘭越町（尻別川）	ヤツメウナギ	親魚放流	100尾
後内共 第3号	寿都郡寿都町及び黒松内町（朱太川、黒松内川及び熱郷川）	アユ	人工ふ化放流	100万粒
		ヤツメウナギ	産卵床造成	80m ²
檜内共 第1号	久遠郡せたな町（馬場川）	アユ	卵放流	60万粒
檜内共 第2号	久遠郡せたな町及び瀬棚郡今金町（後志利別川、上ハカイマップ川、下ハカイマップ川、オチャラッペ川、馬場川、パンケオイチャヌンペ川、利別目名川及び真駒内川）	アユ	稚魚放流	150万尾
		ヤツメウナギ	親魚放流	50尾
檜内共 第3号	久遠郡せたな町（太檜川、二股川及び濁川本支流）	アユ	卵放流	50万粒
		ヤツメウナギ	親魚放流	25尾

別表

漁場番号	漁場の位置及び区域	水産動植物の種類	増殖方法	増殖規模
渡内共 第1号	亀田郡七飯町及び茅部郡森町（大沼、小沼、蓴菜沼、宿野辺川本支流、軍川本支流及び苅澗川本支流）	ワカサギ	卵放流	5千万粒
		エビ	増殖場の維持・保全	補修・清掃 4日間
		コイ	増殖場の維持・保全	補修・清掃 10日間
		フナ		
渡内共 第2号	二海郡八雲町（遊楽部川、ペンケルベシュベ川本支流、鉛川本支流、音名川本支流及び砂蘭部川本支流）	アユ	稚魚放流	60kg
胆内共 第1号	虻田郡洞爺湖町及び有珠郡壮瞥町（洞爺湖及び洞爺湖に流入する河川の本支流）	ヒメマス	人工ふ化放流	8万尾
		ワカサギ	人工ふ化放流	3千万粒
		ニジマス	産卵床整備	100m ²
		ヤマベ	人工ふ化放流	2万尾
		エビ	増殖場の維持・保全	補修・清掃 100m ²
胆内共 第2号	白老郡白老町（倶多楽湖）	ヒメマス	増殖礁の設置	10基
胆内共 第3号	白老郡白老町（ポロト湖）	ワカサギ	卵放流	600万粒
胆内共 第4号	勇払郡むかわ町（鷓川）	シシャモ	人工ふ化放流	1億尾
日内共 第1号	沙流郡日高町（沙流川及びオコタン川）	シシャモ	人工ふ化放流	3千万尾

別表

漁場番号	漁場の位置及び区域	水産動植物の種類	増殖方法	増殖規模
十内共 第1号	広尾郡大樹町（ホロカヤントウ沼）	ワカサギ	卵放流	9千万粒
十内共 第2号	広尾郡大樹町（生花苗沼）	ワカサギ	卵放流	1千万粒
十内共 第4号	中川郡豊頃町（湧洞沼及び湧洞川）	ワカサギ	卵放流	1億粒
		エビ	増殖礁の設置	5基
十内共 第5号	中川郡豊頃町（十勝川）	シシャモ	卵放流	8万粒
釧内共 第1号	白糠郡白糠町（茶路川）	シシャモ	卵放流	2万粒
釧内共 第2号	白糠郡白糠町（庶路川）	シシャモ	人工ふ化放流	3億粒
釧内共 第3号	釧路市（音別川）	シシャモ	卵放流	2万粒
釧内共 第4号	釧路市（阿寒川）	シシャモ	卵放流	2万粒
釧内共 第5号	釧路市及び釧路郡釧路町（釧路川、新釧路川、達古武川及び雪裡川）	シシャモ	卵放流	2万粒
釧内共 第6号	厚岸郡浜中町（藻散布沼及び藻散布川）	カレイ	産卵基質設置	20本
		クリガニ	親魚放流	25kg
釧内共 第7号	厚岸郡浜中町（火散布沼及び火散布川）	カレイ	産卵基質設置	20本
		クリガニ	親魚放流	75kg

別表

漁場番号	漁場の位置及び区域	水産動植物の種類	増殖方法	増殖規模
釧内共 第9号	川上郡標茶町（シラルトロ沼、塘路湖、エオルト沼、ポント沼、マクントウ沼、サルルト沼及びこれらの湖沼に流入する河川の本支流並びにシラルトロ沼と塘路湖を連絡する河川）	ワカサギ	卵放流	3千万粒
		コイ	増殖場の 維持・保全	増殖礁20基の 補修・清掃
		エビ		
		フナ		
		アメマス	産卵床造成	100m ²
		ザリガニ	増殖場の 維持・保全	増殖礁20基の 補修・清掃
釧内共 第10号	釧路市（阿寒湖、パンケトウ、パンケトウ、次郎湖、太郎湖、ヒョウタン沼及びこれらの湖沼に流入する河川の本支流並びに阿寒川本支流）	ワカサギ	人工ふ化放流	7億粒
		ヒメマス	人工ふ化放流	5万尾
		ニジマス	稚魚放流	8千尾
		アメマス	稚魚放流	1万尾
		コイ	稚魚放流	2千尾
		フナ	稚魚放流	1千尾
		エビ	増殖場の 維持・保全	補修・清掃 140m ²
		イトウ	稚魚放流	1千尾
		ヤマベ	稚魚放流	1万尾
		ザリガニ	増殖場の 維持・保全	補修・清掃 100m ²
根内共 第1号	根室市（トーサムボロ沼）	チカ	卵放流	1千粒
根内共 第2号	根室市（別当賀川）	ワカサギ	卵放流	1千万粒
根内共 第3号	根室市、野付郡別海町（風蓮川[分流河川含む]、トンデン川及び木村川）	ワカサギ	産卵床造成	10m ²

別表

漁場番号	漁場の位置及び区域	水産動植物の種類	増殖方法	増殖規模
根内共 第4号	野付郡別海町（ヤウシュベツ川及びケネヤウシュベツ川）	ワカサギ	産卵床造成	10m ²
根内共 第5号	野付郡別海町（ポンヤウシュベツ川）	ワカサギ	産卵床造成	10m ²
網内共 第1号	網走市及び斜里郡小清水町（濤沸湖）	ワカサギ	人工ふ化放流	5千万粒
		エビ	産卵基質の設置	30本
		コイ		
		ニシン		
網内共 第2号	網走市（藻琴湖及び藻琴川）	ワカサギ	人工ふ化放流	5千万粒
		ニシン	産卵基質の設置	60本
網内共 第4号	網走市及び網走郡大空町（網走川及び網走湖並びに女満別川）	ワカサギ	人工ふ化放流	2千万粒
		シラウオ	増殖場の維持・保全	補修・清掃 1万m ²
		コイ		
		エビ		
網内共 第6号	紋別市及び紋別郡湧別町（シブノツナイ湖〔導流溝を含む〕、シブノツナイ川及び中の沢川）	ワカサギ	増殖場の維持・保全	補修・清掃 25基
		エビ	増殖場の維持・保全	補修・清掃 25基
網内共 第7号	紋別市（コムケ湖、小向川、オンネコムケナイ川及び秋平川）	ワカサギ	増殖場の維持・保全	補修・清掃 13基
		エビ		
宗内共 第1号	枝幸郡浜頓別町（ポン沼、クッチャロ湖、オピンナイ川、レカセウシュナイ川、ヤスベツ川本支流、ポン沼とクッチャロ湖を連絡する河川、クッチャロ川並びに頓別川）	ワカサギ	卵放流	5千万粒
		エビ	増殖場の維持・保全	補修・清掃 140m ²

別表

漁場番号	漁場の位置及び区域	水産動植物の種類	増殖方法	増殖規模
留内共 第1号	天塩郡天塩町及び幌延町（天塩川、サロベツ川、パンケ沼及び同沼とサロベツ川を連絡する河川並びにオンネベツ川）	ワカサギ	卵放流	1千万粒
上内共 第1号	雨竜郡幌加内町（朱鞠内湖、宇津内湖及び朱鞠内湖に流入する泥川、プトカマベツ川、モシリウンナイ川、陰の沢川の本支流並びに宇津内湖に流入するウツナイ川の本支流）	ワカサギ	卵放流	6千万粒
		ヤマベ	稚魚放流	1万尾
		コイ	増殖場の 維持・保全	補修・清掃 (R5) 4台 (R6以降) 8台
		フナ		
		イトウ	稚魚放流	2万尾
		アメマス	稚魚放流	1万尾
		エビ	増殖場の 維持・保全	補修・清掃 10基

※増殖規模は、1年間あたりの数量を記載